

第2次白山市 男女共同参画行動計画

改定版

ひとりひとりが輝けるまちをめざして



令和4年度～令和8年度



白山市

「ひとりひとりが 輝けるまち」をめざして



本市では、平成 29 年に「第 2 次白山市男女共同参画行動計画」を策定し、女性の活躍推進や配偶者等からの暴力の根絶など、性別に起因した差別的な取扱い、制度や慣行などの諸問題に対応するため、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

近年、多発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により日常が大きく変革していく中、性別にかかわらず女性も男性もすべての人が互いにその人権を尊重し、活躍できる社会が今こそ必要となっております。

こうした社会情勢の変化を受け、国において「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、本市においても新たな課題に対応するため本計画を見直すことといたしました。

本市は、平成 30 年に「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs の達成に向けた取り組みを実施しております。男女共同参画の推進は、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、さまざまな目標に関連しており、持続可能な社会を目指す上でも重要な施策のひとつであります。

今後とも、その個性と能力を十分に発揮できる「ひとりひとりが輝けるまち」を目指し、市民・団体・事業者のみなさまと協働しながら男女共同参画の推進に取り組んで参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、活発な議論をいただきました白山市男女共同参画審議会の委員のみなさまをはじめ、市民意識調査、パブリックコメントなどを通じて多くの市民のみなさまにご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げ、ごあいさつといたします。

令和 4 年 3 月

白山市長 山田 憲昭

もくじ

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	・・・ 1
2 計画の位置づけ	・・・ 2
3 計画の期間	・・・ 2
4 計画の基本理念	・・・ 2
5 計画の基本目標	・・・ 2

第2章 施策の展開

施策体系	・・・ 3
------	-------

基本目標1「あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」

基本課題1－1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進	・・・ 5
基本課題1－2 女性の社会進出支援	・・・ 8
基本課題1－3 ワーク・ライフ・バランスの推進	・・・ 11
基本課題1－4 多様な分野における男女共同参画の推進	・・・ 14

基本目標2「健康で安全・安心な社会づくり」

基本課題2－1 生涯を通じた健康支援と生活支援	・・・ 16
基本課題2－2 配偶者等からの暴力の根絶	・・・ 18

基本目標3「男女共同参画が進む環境づくり」

基本課題3－1 人権尊重の理念と男女共同参画社会の理解促進	・・・ 21
基本課題3－2 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し	・・・ 25

第3章 計画の推進にあたって

1 推進体制	・・・ 28
2 計画の進行管理	・・・ 28
3 数値目標	・・・ 29

資料編	・・・ 31
-----	--------

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

白山市では、女性も男性もすべての市民が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成29年3月に「第2次白山市男女共同参画行動計画」を策定し、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力（DV）の根絶、男女共同参画の意識の醸成などの施策に取り組んできました。

令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について反対と回答した人の割合は過半数を超え、固定的な役割分担意識の解消への進展が見られます。

しかしながら、家庭・地域・職場で「男性が優遇されている」と回答した人の割合はそれぞれ40%前後と高く、意識の変革が日常生活の中で実感できていない状況がうかがえます。

こうした背景には、長年にわたり形成された性別に基づく役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っていることが考えられます。

近年、多発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響を受け、生活や仕事、DV被害、子育て、介護など日常生活で女性はより深刻な影響を受けています。一方、インターネット等の情報社会が進展し、性別にかかわらず活躍できる機会が増えている中、新しい日常への模索がなされています。また、社会のさまざまな課題を解決するため、SDGsの目標達成に向けた取組みが求められております。

こうした社会情勢の変化を受け、国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が、県においては、令和3年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2021」がそれぞれ策定されました。

本市においても、社会情勢の変化と、国・県の計画が改定されたこと等に伴う新たな課題に対応するため、計画を改定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び白山市男女共同参画推進条例第9条に基づき策定するものです。

本計画には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止基本計画」という。）」の内容を含みます。

また、この計画は、第2次白山市総合計画を上位計画とし、他分野の計画との整合性を考慮したものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念（白山市男女共同参画推進条例より）

- （1）家庭生活における活動と他の活動の両立
- （2）社会における制度又は慣行についての配慮
- （3）政策等の立案及び決定への共同参画
- （4）男女の人権の尊重
- （5）国際社会との連携及び協調

5 計画の基本目標

- 基本目標1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり
- 基本目標2 健康で安全・安心な社会づくり
- 基本目標3 男女共同参画が進む環境づくり

第2章 施策の展開

施策体系

(5 ジェンダー)

目標5「ジェンダー平等を実現しよう」
は本計画すべてに関連します。



基本目標	基本課題	施策の方向	SDGsのアイコン
1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり 【女性の活躍推進】、女性活躍推進計画	1-1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進	① 審議会等の女性参画推進 ② 市役所における女性の役職への登用及び職域拡大	(4教育) 4 質の高い教育をみんなに (8成長・雇用) 8 働きがいも経済成長も (10不平等) 10 人や国の不平等をなくそう
	1-2 女性の社会進出支援	① 雇用機会均等の促進 ② 職場における男女共同参画の促進 ③ 女性の能力発揮・キャリア形成の支援	
	1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ② 男性の家庭・地域活動等への参画支援 ③ 子育て支援環境の充実 ④ 介護・福祉環境の充実	
	1-4 多様な分野における男女共同参画の推進	① 地域における男女共同参画の推進 ② 防災分野における男女共同参画の推進	
2 健康で安全・安心な社会づくり 【健康と安全・安心】	2-1 生涯を通じた健康支援と生活支援	① 生涯を通じた健康づくり支援 ② 妊娠・出産・産後にかかわる女性の健康支援 ③ 性と健康に関する知識の普及啓発 ④ 様々な困難を抱える人への生活・自立支援と多様性を尊重する社会づくり	(1貧困) 1 貧困をなくそう (3保健) 3 すべての人に健康と福祉を (10不平等) 10 人や国の不平等をなくそう (16平和) 16 平和と公正をすべての人に
	2-2 配偶者等からの暴力の根絶 ～DV防止基本計画～	① DV防止に向けた意識啓発 ② 相談体制の充実 ③ 被害者支援の充実 ④ DV防止対策にかかわる関係機関との連携強化 ⑤ 性暴力防止に向けた意識啓発と相談体制の周知	
3 男女共同参画環境づくり 【意識と理解促進】	3-1 人権尊重の理念と男女共同参画社会の理解促進	① 男女共同参画意識の啓発と教育 ② 男女共同参画の研究と情報提供 ③ 人権尊重の意識の醸成	(10不平等) 10 人や国の不平等をなくそう (11都市) 11 住み続けられるまちづくりを (17実施手段) 17 パートナシップで目標を達成しよう
	3-2 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し	① 男女共同参画を進める体制づくり ② 広報紙・刊行物等における男女共同参画 ③ 地域活動・まちづくり活動への支援	

エス・ディー・ジーズ

SDGsとは

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な世界を実現するための17の目標で、すべての人が将来にわたって、平和で豊かな生活を送られるように、環境を守りながら経済も成長し、より良い社会の実現を目指すものです。

SDGs = **SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**
持続可能な 開発 目標

SDGsで掲げる17の目標を達成させるためには、「経済・社会・環境」分野の総合的な取り組みが必要であり、日本政府をはじめ、地方自治体や企業などにおいても、積極的に取り組みを進めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標 1

あらゆる分野で男女がともに 輝く社会づくり



※「基本目標 1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく「白山市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とみなします。

1-1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進

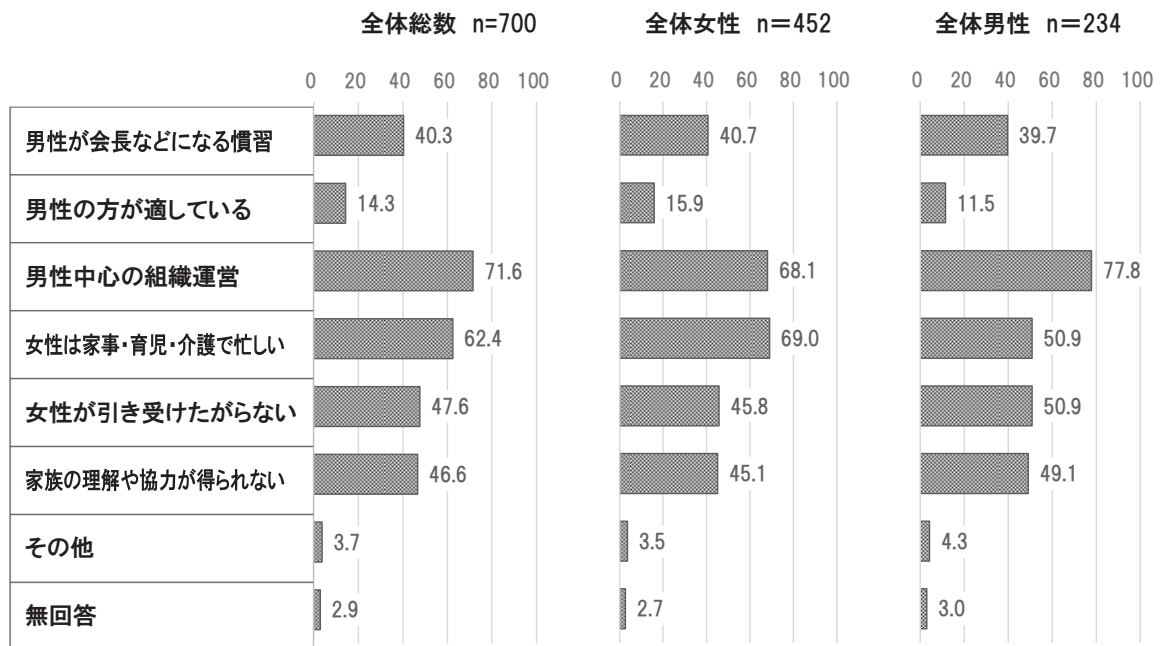
【現状と課題】

近年、女性活躍に関する機運は高まりつつあり、平成 27 年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に続き、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、より一層の積極的な女性採用・登用の推進が期待されています。

市民意識調査によると、「女性が指導的立場につくことが少ない現状に対する理由」について、「男性の方が適している」と回答した人が少ない一方で、「男性中心の組織運営となっているから」「女性は家事・育児・介護で忙しいから」「女性が責任のある役を引き受けたがらないから」という回答が男女とも上位を占め、これらが女性参画推進を妨げる一因となっていることがうかがえます。

社会の多様性と活力を高め、男女共同参画社会を実現するためには、多様な人材の活用等の観点から、重要な担い手としての女性の役割を認識し、あらゆる分野で女性の参画拡大を進めていくことが必要です。

◇指導的立場にいる女性が少ない理由



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①審議会等の女性参画推進

施策
審議会等に女性委員を積極的に登用するよう働きかけを行います。
女性委員の登用状況を調査し、登用方針を提示します。
女性人材リストを整理し、周知・活用を図ります。

②市役所における女性の役職への登用及び職域拡大

施策
女性職員を管理職へ積極的に登用します。
白山市特定事業主行動計画を推進し、男女が働きやすい環境を整えます。

1－2 女性の社会進出支援

【現状と課題】

「男女雇用機会均等法」では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的な取扱いを禁止しています。

また、育児・介護休業法や女性活躍推進法等の一部改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大され、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設や、セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関する事業主及び労働者の責務が明確化されたほか、企業には社会的責任（CSR）が求められるなど、社会全体で女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を推進する動きが高まっています。

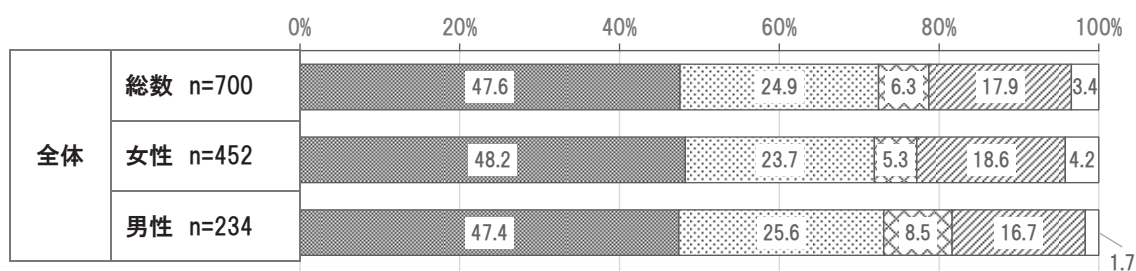
市民意識調査によると、職場において「男女の地位が平等である」と回答した人は、平成 28 年に比べ 8.7 ポイント増加し、24.9%（女性 23.7%、男性 25.6%）となったものの、依然低い水準にあると言えます。

また、結婚、出産、子育てや介護などの理由により離職した女性が、再就職や起業等を目指す際には、その能力を十分に発揮できるよう、情報提供や職業能力開発の向上に向けた支援が必要です。

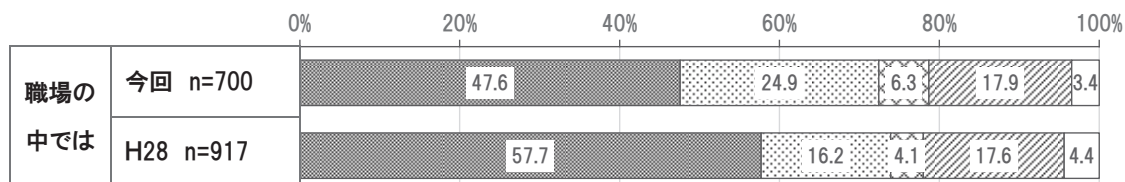
◇職場の中での平等意識について

男性が優遇されている
 平等である
 女性が優遇されている
 どちらとも言えない
 無回答

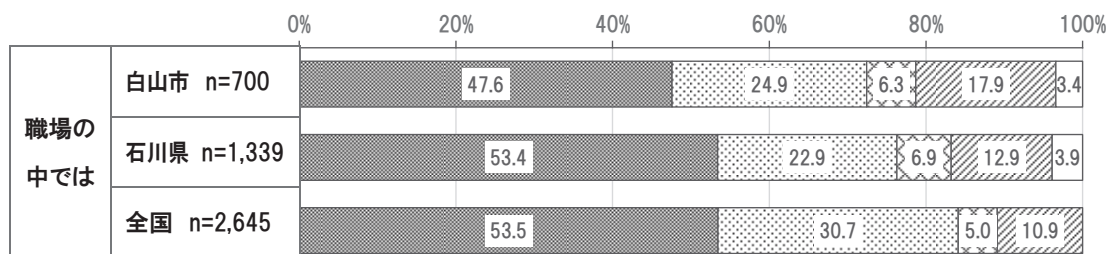
(1) 年代別



(2) H28 年度調査との比較



(3) 全国・石川県との比較



資料：令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①雇用機会均等の促進

施策
国等のパンフレットにより、男女雇用機会均等法の内容を周知啓発します。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する国・県の研修会参加と啓発を行います。

②職場における男女共同参画の促進

施策
一般事業主行動計画の普及と推進を図ります。
セクシュアルハラスメント等の防止のため、広報・啓発用パンフレット等による周知徹底を図ります。
庁内におけるセクシュアルハラスメント等の防止対策を実施します。
家族経営協定の締結を促進します。
商店街「おかみさん会」育成研修会等への参加を促進します。

③女性の能力発揮・キャリア形成の支援

施策
国・県主催研修会への参加促進等、職業能力開発を支援します。
家賃補助等、起業支援を行います。
女性管理職・役員への積極的な登用を啓発します。

1－3 ワーク・ライフ・バランスの推進

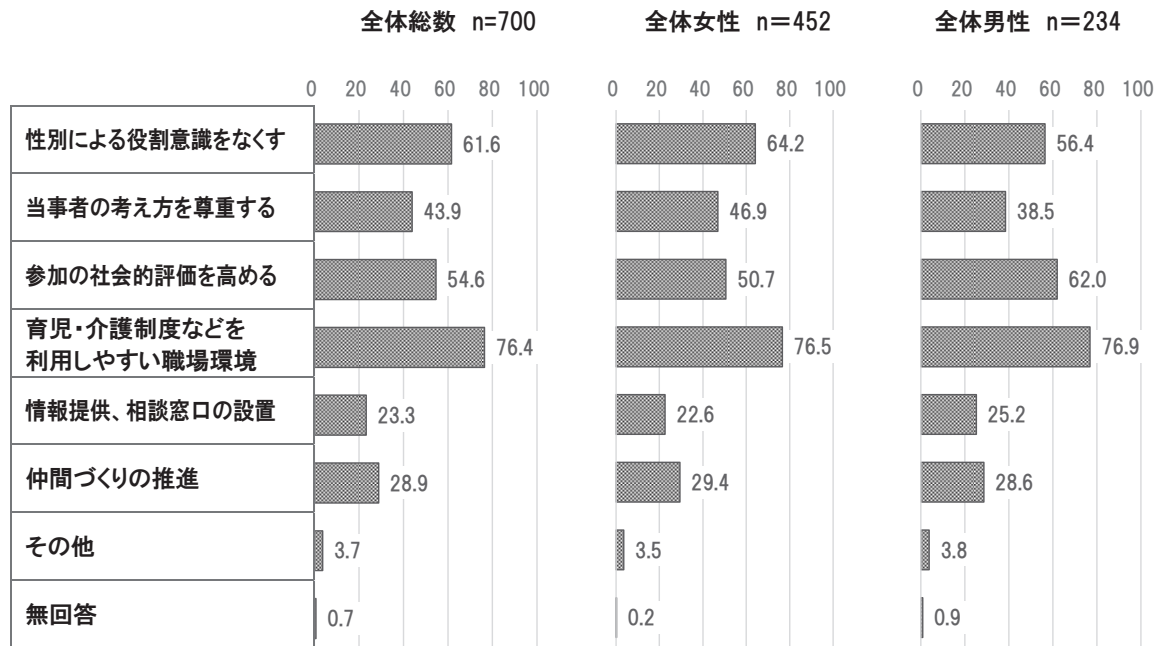
【現状と課題】

少子高齢化や家族形態が多様化する中で、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、家事をはじめとした子育て・介護などを性別にかかわりなく担っていく必要があります。

市民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていると回答した人は全体で53.1%であり、言葉としては広く浸透していると考えられるものの、家事・子育て・介護などの多くは女性が担っており、大きな負担となっています。一方、男性の育児休業が職場において申請しにくい、あるいは受け入れられにくいといった問題もしばしば指摘されています。

一人ひとりが多様な生き方を選択し、いきいきと暮らせるためには、誰もが家庭・地域・職場などのあらゆる場で、性別にかかわらず活躍できるような働きかけを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や様々な子育て支援を実施し、仕事と家庭生活を両立できる環境の整備に取り組む必要があります。

◇家事・子育て等への参加のために必要なこと



資料：令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

施策
ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、働き方改革に向けた職場づくりを推進します。
事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を行います。
雇用環境整備を積極的に取り組む企業に対し、「仕事と生活が調和する優良事業所」の表彰を行います。

②男性の家庭・地域活動等への参画支援

施策
家庭・地域参画に関する情報を発信します。
男性の地域活動を支援します。
男性を対象とした料理教室等を開催します。
子育て家庭の父親の育児参画を促します。

③子育て支援環境の充実

施策
子育てしながら働けるよう、保育サービスを充実します。
子育て支援体制を強化します。
地域と保育施設、学校等の連携強化をすすめます。

④介護・福祉環境の充実

施策
家族介護者の相談支援体制を充実します。
認知症支援策を充実します。

1－4 多様な分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

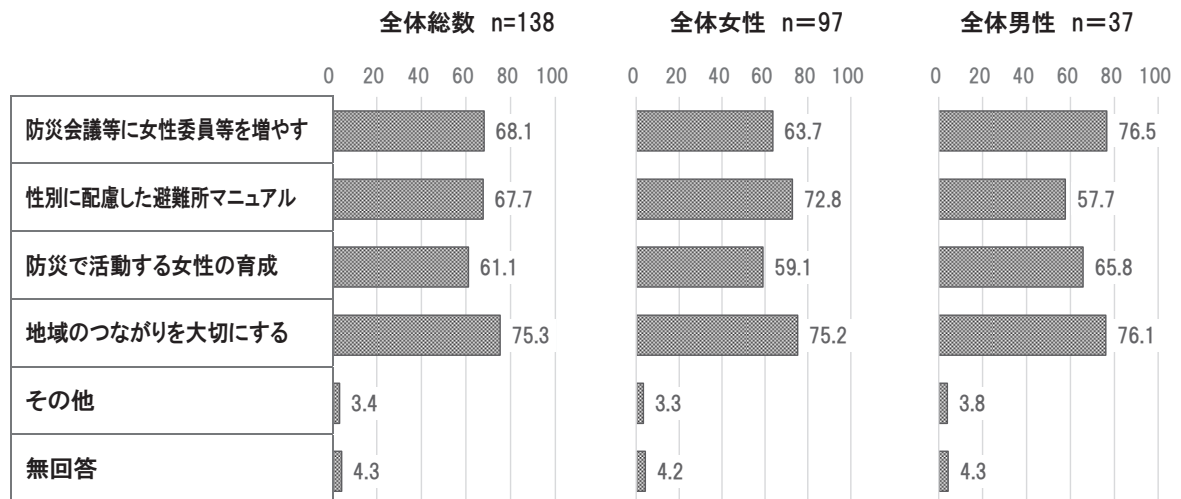
誰もが暮らしやすく活力ある地域づくりを進めるためには、福祉・教育・防災などのあらゆる分野で、女性をはじめとした多様な視点から意見を取り入れ、反映させていくことが重要です。

現在、本市の町内会長に占める女性の割合は 3.6%と依然低く、女性の意見を地域活動に反映しづらい状況がうかがえます。誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、女性の参画の働きかけを行うなど、社会全体で意識の変革を促すことが、地域のつながりを保つ観点からも重要です。

また、これまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが配慮されないといった課題が生じたことから、国において「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が令和2年5月に策定されました。

男女共同参画の視点から防災対策を進めることは、女性のみならず、子どもや若者、高齢の方、障害のある方、性的少数者の方など、多様な方々への配慮につながることから、災害時の困難を最小限にするためにも避難所運営や被災者支援等にいかしていくことが必要です。

◇防災・災害復興活動に必要な取組みについて



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①地域における男女共同参画の推進

施策
地域において出前講座やセミナーを開催します。
石川県男女共同参画推進員との連携を図ります。

②防災分野における男女共同参画の推進

施策
防災に関するリーダーの育成を図ります。
女性の視点を取り入れた防災体制を確立します。

基本目標 2

健康で安全・安心な社会づくり



2-1 生涯を通じた健康支援と生活支援

【現状と課題】

人生100年時代を見据え、生涯にわたって心身ともに健康に暮らすためには、お互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、性別や年代に応じたきめ細かい健康支援が求められます。

特に、女性の心身状態は、年代によって大きく変化する特性があり、生涯にわたる健康問題に対応した支援と、正しい知識の普及が必要です。

ひとり親世帯では、日常生活の中で様々な困難を抱えることが多く、父子世帯に関しては、男性は仕事優先との役割分担意識により、職場の理解が得られず悩みを抱える人も少なくないことから、育児と仕事が両立できるよう、様々な支援情報を提供するとともに、相談体制の充実を図っていくことが重要です。

女性は、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見を背景に、貧困等の困難に陥りやすいことから、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要です。

障害のある人や外国人、子ども、高齢者等は、無意識の思い込みや偏見によって、多様な社会的困難を抱えている場合があります。また、女性であることで、さらに複合的な困難を抱えることがあります。また、性的指向・性自認を理由とした差別や偏見に、生きづらさを感じている人も少なくありません。

これらの様々な属性の人々について、正しい理解を広めるとともに、誰もが個人として尊重され、安心して充実した生活を送ることができるよう、多様性を認め合える社会づくりを推進していく必要があります。

【施策の方向と具体的施策】

①生涯を通じた健康づくり支援

施策
健康診査等により健康づくりを支援します。

②妊娠・出産・産後にかかわる健康支援

施策
妊娠・出産・産後にかかわる保健施策を充実します。

③性と健康に関する知識の普及啓発

施策
性と健康に関する教職員への研修を実施します。
エイズ・性感染症等についての正しい知識の普及を行います。
健康相談、健康教育を充実します。

④様々な困難を抱える人への生活・自立支援と多様性を尊重する社会づくり

施策
ひとり親家庭への相談体制と自立支援を充実します。
生活困窮者への相談体制と自立支援を充実します。
日本の文化・習慣等になじめない外国人に対して、生活に必要な情報を提供します。
高齢者の相談体制と生活支援を充実します。
障害のある人への相談体制と生活支援を充実します。
性の多様性に関する正しい知識を学ぶための教育を実施します。
性の多様性に関する情報提供を行い、周知・啓発を図ります。

2-2 配偶者等からの暴力の根絶

※「2-2 配偶者等からの暴力の根絶」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「白山市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とみなします。

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、あらゆる暴力を生み出さない社会の実現が求められています。

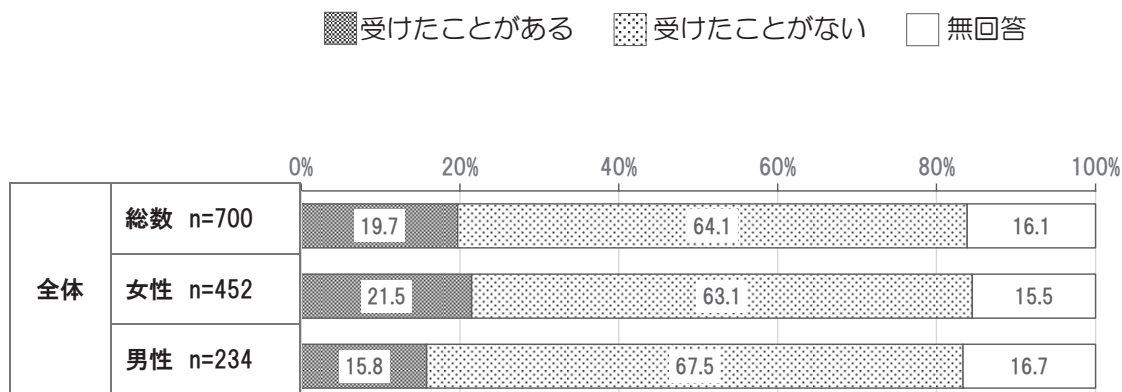
市民意識調査によると、「DV」という言葉については、「知っている」と回答した人の割合は90%以上となっており、前回調査時と比べ25ポイント上昇し言葉の認知度は進んでいます。

一方で、「なんらかのDVを受けたことがある」と回答した人は、女性で21.5%、男性で15.8%となっており、引き続き暴力の根絶に向けた啓発と支援を行う必要があります。

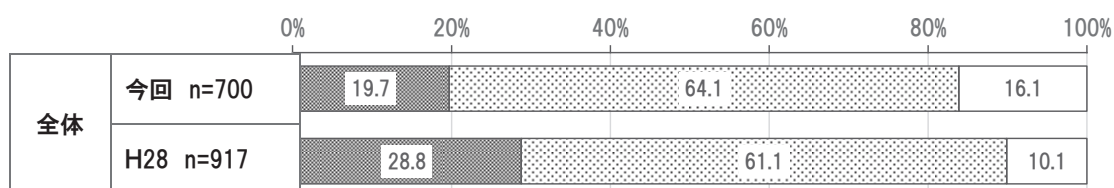
特に、交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっており、若年層に対する予防啓発が急がれます。

さらに近年、性暴力やストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの被害についても社会問題となっており、誰一人として性暴力をはじめとしたこれらの加害者にも被害者にもならないよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

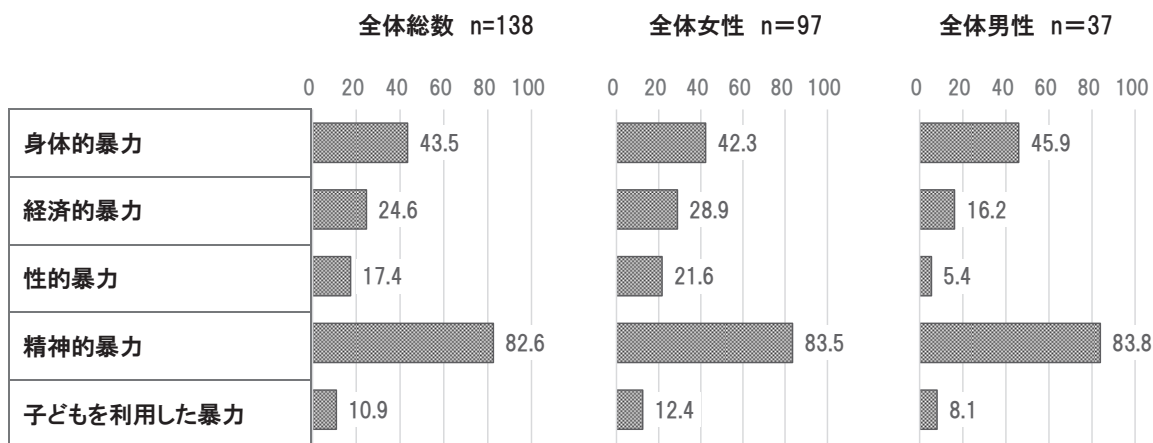
◇配偶者等からのDV被害の有無



【H28 年度調査との比較】



【受けた暴力の種類での分析】



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①DV防止に向けた意識啓発

施策
広報等により、DV防止のための意識啓発を行います。
若年層へのデートDV防止にかかわる教育と啓発を推進します。

②相談体制の充実

施策
「DVホットライン白山」等相談窓口の周知を図ります。
DVに関する相談支援を行います。
DV相談にかかわる相談員や職員等の資質向上を図ります。

③被害者支援の充実

施策
緊急時における被害者の安全確保を行います。
DV被害を受けた人の住居・生活・就業支援を行います。
DV被害を受けた人の子どもに対する支援を行います。
被害者支援の様々な制度の利用に関する情報提供を行います。

④DV防止対策にかかわる関係機関との連携強化

施策
県、警察などの関係機関との連携強化を図ります。
DV被害相談・支援のための庁内連携強化を図ります。

⑤性暴力防止に向けた意識啓発と相談体制の周知

施策
性暴力について、防止に向けた啓発と相談窓口の周知を図ります。
「パープルサポートいしかわ（いしかわ性暴力被害者支援センター）」の周知啓発を行います。

基本目標 3

男女共同参画が進む環境づくり



3-1 人権尊重の理念と男女共同参画社会の理解促進

【現状と課題】

本市では、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会の実現に向けて「白山市人権教育・啓発に関する行動計画」を策定しました。

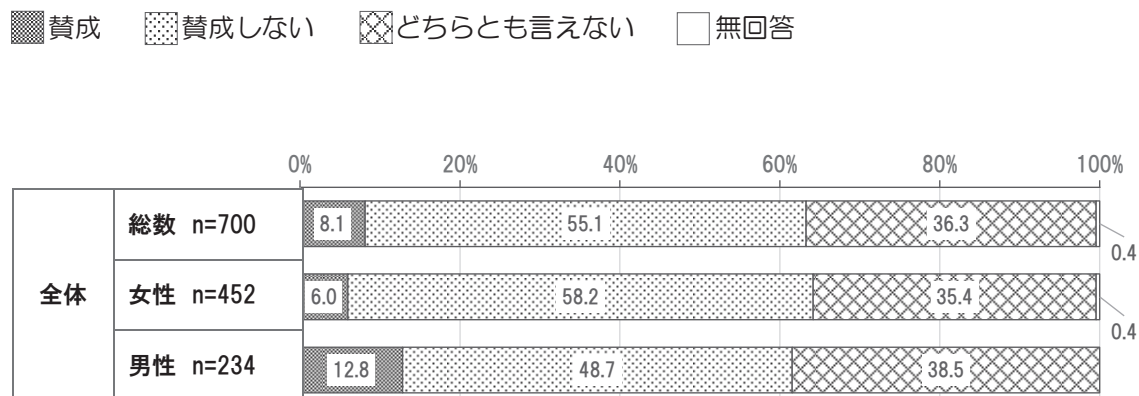
誰もが個人として尊重され、多様性を認め合う人権尊重の理念は、男女共同参画を進める上で重要です。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」と回答した人は過半数を越え、「賛成」と回答した人は8%にとどまるなど、固定的な役割分担意識の解消に向け進展が見られます。

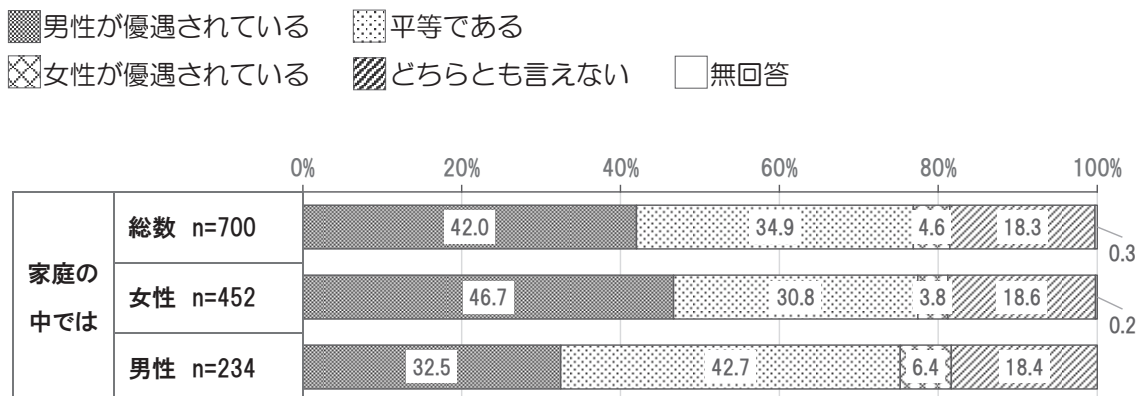
その一方で、家庭・職場の中で「男性が優遇されている」と回答した人は全体で40%以上、地域の中でも38%と高く、意識の変革が日常生活の中で実感できていない状況がうかがえます。

こうした背景には、長年にわたり形成された性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っていることが考えられます。家庭や地域、学校、職場などにおいて、人権意識の醸成と合わせ、男女の意識改革を推進していくことが必要です。

◇「男は仕事、女は家庭」という考え方について

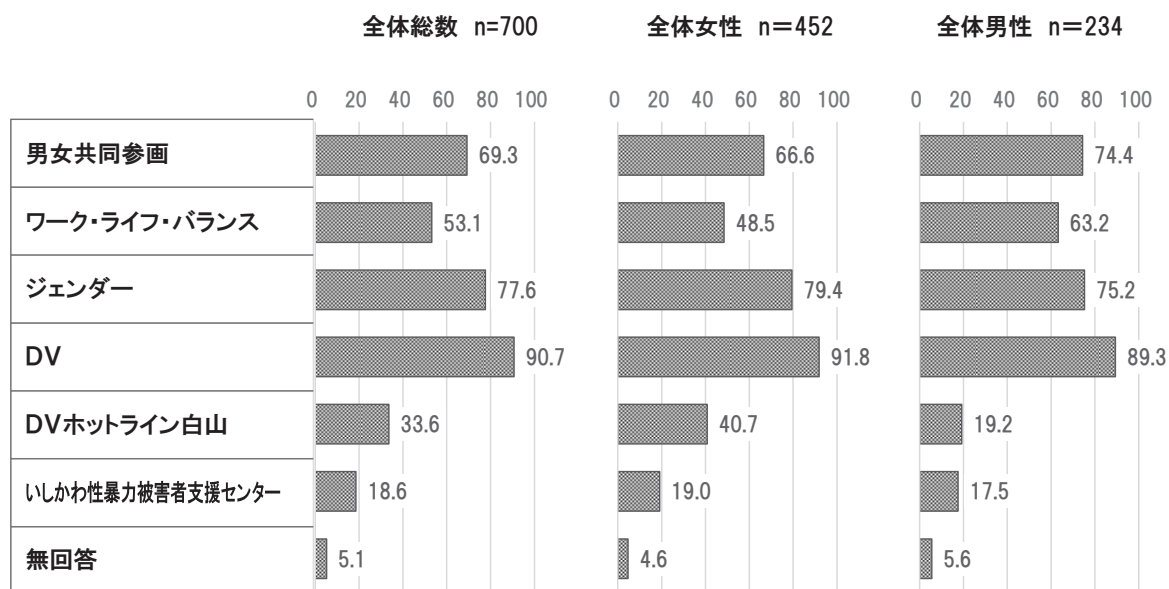


◇家庭の中の男女の平等意識について

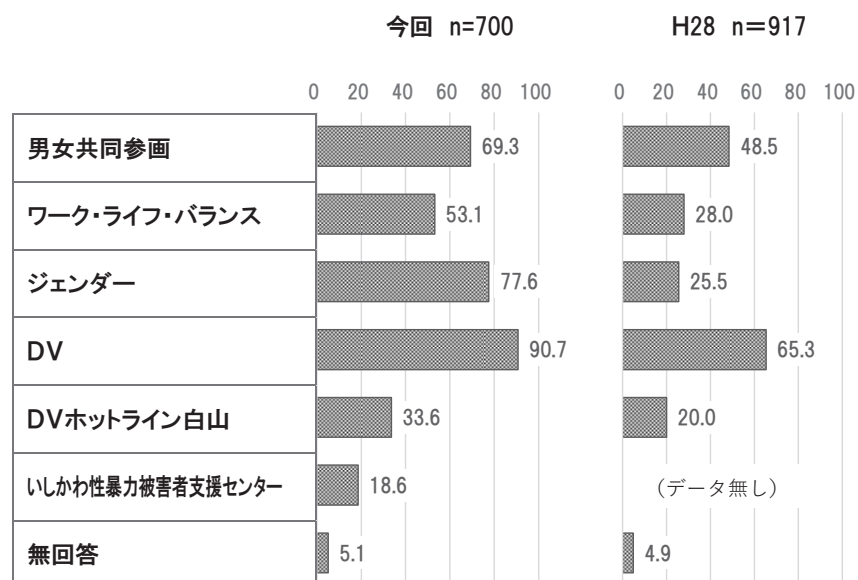


資料：令和３年度男女共同参画に関する市民意識調査

◇男女共同参画に関する言葉の認知度



【H28 年度調査との比較】



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①男女共同参画意識の啓発と教育

施策
一人ひとりの個性を尊重し、男女共同参画の視点から教育・保育を行います。
男女共同参画意識を高めるため、講演会・ワークショップ、セミナー等を開催します。
保育士等や教職員への研修を実施します。

②男女共同参画の研究と情報提供

施策
市内中学生に対しアンケート調査を実施し、若年層の男女共同参画の実態を把握します。
定期的に市民や企業・団体に意識調査を実施し、男女共同参画の実態を把握します。
男女共同参画に関する資料・情報を収集し、提供します。

③人権尊重の意識の醸成

施策
地域において出前講座やセミナー等を開催します。
「多様な個性・ちがい」を認め合う人権尊重の意識を高めるため、講演会・セミナー等のほか、人権教育を推進します。

3－2 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し

【現状と課題】

本市では、地域において様々な活動が活発に行われており、町内会をはじめとした地域に根差した団体が数多く存在します。

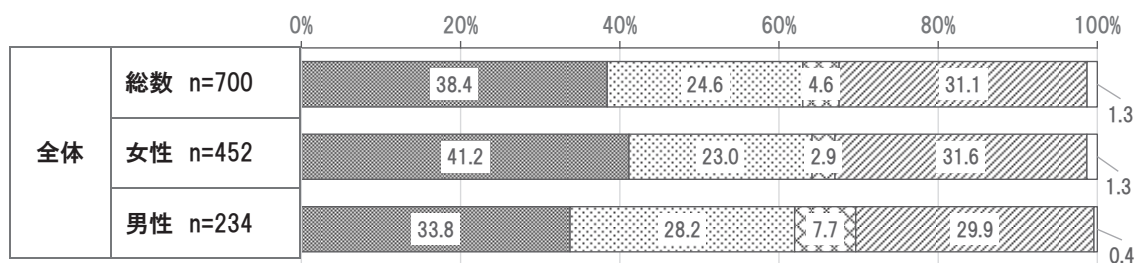
しかし、市民意識調査によると、「地域の中で男女の地位が平等である」と回答した人は24.6%で、前回調査時と比べ0.5ポイント減少し、男女共同参画が地域の中で順調に進んでいない現状がうかがえます。

これらを解消していくためには、男女共同参画行動計画に基づいた施策を着実に実施するとともに、市及び関係機関の広報やホームページ等による情報発信と、教育を通じた意識改革、理解の促進を進めていくことが重要です。

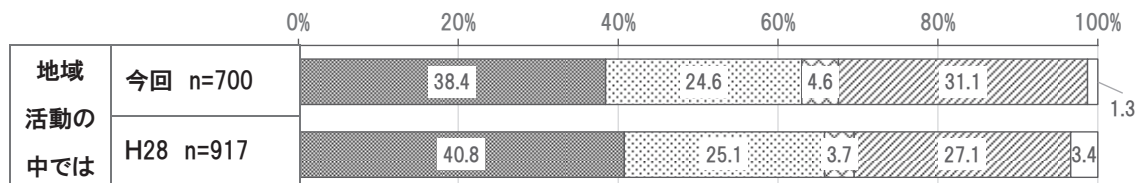
また、「ジェンダー平等」の実現に向け、地域活動の中であらゆる人が意思決定過程に参加し、協働のまちづくりや環境整備を行うことが必要です。

◇地域活動の中での男女の平等意識

男性が優遇されている
 平等である
 女性が優遇されている
 どちらとも言えない
 無回答



【H28 年度との比較】



資料：令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①男女共同参画を進める体制づくり

施策
白山市男女共同参画推進条例等の周知を行い、施策の推進を図ります。
審議会等の場で行動計画の進捗状況を評価し、ホームページ等により公開します。
男女共同参画苦情処理委員会を設置し、周知と適切な処理を行います。

②広報紙・刊行物等における男女共同参画

施策
広報紙・刊行物の表現についてのガイドラインの周知を図ります。
市の広報紙等の点検を行います。

③地域活動・まちづくり活動への支援

施策
公民館などの地域活動等を支援します。
女性団体協議会、各種女性団体連絡協議会等の活動を支援します。
各種団体が実施する男女共同参画社会実現に向けた活動を支援します。
環境保全活動を支援します。
まちづくり・地域おこし活動を支援します。

第3章 計画の推進にあたって

1 推進体制

①白山市男女共同参画審議会

白山市男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項を調査審議するための審議会です。施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

②白山市男女共同参画苦情処理委員会

白山市男女共同参画推進条例17条に基づき、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理する委員会です。関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うことができます。

③白山市男女共同参画推進会議

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内組織です。男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関し必要な事項を検討します。

2 計画の進行管理

毎年度、男女共同参画の推進状況、施策や事業の実施状況について、白山市男女共同参画審議会に報告後、ホームページ等で公表します。

また、白山市男女共同参画行動計画を実行性のあるものとするため、実施した施策の成果や達成状況を測る数値目標を設定します。

3 数値目標

基本目標 1 「あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」

指標項目	最終目標 (年度)	現状値 (年度)	前回値 (年度)	備考
審議会等委員に占める女性の割合	40% (R 8)	29.5% (R 3)	30.1% (H28)	
市役所の管理職に占める女性の割合	30% (R6)	26.0% (R 3)	18.8% (H28)	白山市特定事業主行動計画
年次有給休暇の平均取得日数【新規】	12日以上 (R6)	8.2日 (R2)	7.8日 (参考：H27)	
市役所の男性職員の育児休業を取得する割合	20% (R6)	0% (R2)	0% (H26)	市行政経営指針
職場において「男女の地位が平等」と考える人の割合	30% (R8)	24.9% (R 3)	16.2% (H28)	市民意識調査
ワーク・ライフ・バランスの用語の周知度	70% (R8)	53.1% (R3)	28.0% (H28)	市民意識調査
白山市仕事と生活が調和する優良事業所総数	30社 (R8)	18社 (R3)	10社 (H28)	
農業委員に占める女性の割合	30% (R8)	22.2% (R3)	22.2% (H28)	
女性防災士の数	140人 (R8)	109人 (R 2)	31人 (H27)	

基本目標 2 「男女が健康で安全・安心な社会づくり」

指標項目	最終目標 (年度)	現状値 (年度)	前回値 (年度)	備考
特定健診の受診率	62.5% (R8)	46.0% (R2)	51.7% (H27)	
健康倶楽部会員数	1,000 人 (R8)	732 人 (R3)	300 人 (H28)	
がん検診受診者数	25,540 人 (R8)	18,905 人 (R2)	26,389 人 (H27)	
特定保健指導の指導率	81.0% (R8)	50.0% (R2)	78.0% (H27)	
配偶者等からの暴力の相談窓口「DVホットライン白山」の周知度	100% (R8)	33.6% (R3)	20.0% (H28)	市民意識調査
「DV」という用語の認知度	100% (R8)	90.7% (R3)	65.3% (H28)	市民意識調査
配偶者等からの以下の行為を暴力と認識する人の割合【新規】	全ての項目 において 100% (R8)			市民意識調査
・身体的暴力		95.9%	—	
・経済的暴力		84.4%	—	
・性的暴力		87.9%	—	
・精神的暴力		92.7%	—	
・子どもを利用した暴力		91.3%	—	

基本目標 3 「男女共同参画が進む環境づくり」

指標項目	最終目標 (年度)	現状値 (年度)	前回値 (年度)	備考
「男女共同参画社会」という用語の認知度	100% (R8)	69.3% (R3)	48.5% (H28)	市民意識調査
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する者の割合	100% (R8)	55.1% (R3)	46.3% (H28)	市民意識調査

- ・ **太字**の指標項目または目標値は、今回の改定で見直したものです。
- ・ 「—」は、新規指標項目のため前回値がないものです。
- ・ 数値目標は、「十分達成可能な期待値」を示すが、DVに係る用語の認知度・周知度と「『男は仕事、女は家庭』という考え方に反対する者の割合」については、「理想状態を示す期待値」として設定しています。

資料編

- 白山市男女共同参画都市宣言
- 白山市男女共同参画推進条例
- 白山市男女共同参画推進会議設置要綱
- 白山市男女共同参画審議会委員名簿
- 第2次白山市男女共同参画行動計画（改定版）策定までの経過

白山市男女共同参画都市宣言

平成 24 年 12 月 20 日
議決

悠久なる大自然霊峰白山のもと、清らかな手取川そして日本海の豊かな自然の恵みを受け、暮らしを紡いできたわたしたち白山市民は、性別による固定的な役割や慣習にとらわれず、「ひとりひとりが輝けるまち」を実現し、次世代につないでいきます。

ここに、白山市は、「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、ひとりひとりの人権が尊重され、男女がともに個性と能力を発揮し、認め合うまちをつくります。
- 一 わたしたちは、防災や災害復興、地域活動など社会のあらゆる活動や意思決定に男女が平等に参画し、責任も分かち合うまちをつくります。
- 一 わたしたちは、仕事と生活の調和を図り、子育てや介護、家事など家庭生活において男女が対等なパートナーとしてともに支え合い、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、互いの性を尊重し合い、暴力をなくし、安心して生活できるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、男女が平等に権利と義務を有するという国際的な視野を持ち、世界に羽ばたく子どもたちが育つまちをつくります。

平成 24 年 12 月 20 日

白山市男女共同参画推進条例

平成 20 年 3 月 19 日

条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条―第 20 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等をうたい、男女共同参画社会基本法においては男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を掲げ、様々な取組が進められている。

しかしながら、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担などが残されていることから、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会の確保が求められている。

こうした状況から、本市においては、男女が平等な協力関係の下にお互いの人権を尊重し、快適な生活を営むことができる地域社会の構築とその実現に向けた意思の醸成を図ることが必要となっている。

ここに、市、市民、事業者等の協働の下、市民一人一人が自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他男女間における親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。

(5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(6) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 男女の人権の尊重
- (5) 国際社会との連携及び協調

(性別による権利侵害の禁止)

第 4 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に提供する情報への配慮)

第 5 条 何人も、市民に提供する情報、広報等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他過度な性的表現を用いまいよう努めなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、県、市民及び事業者等と連携し取り組むものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第21条第1項に規定する男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとし、行動計画の変更に当たっては、前2項の規定を準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、事業活動における男女共同参画の推進状況について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、

公表することができる。

- 3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者等に対し、情報の提供等を行うことができる。

(広報等による啓発)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を積極的に行うものとする。

(教育における措置)

第14条 市は、市民が男女共同参画の推進に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等への活動支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う学習その他の活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする
(実施状況等の報告)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情への対応)

第17条 市長は、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理するため、白山市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があったときは、関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うものとする。

3 苦情処理委員は、委員3人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

7 前各項に定めるもののほか、苦情への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(相談への対応)

第18条 市長は、市民からの性別による権利侵害に関する相談を適切に処理するため、必要な体制を整備するものとする。

(性別による権利侵害の防止及び被害者支援)

第 19 条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害を防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(附属機関等における構成員の男女均衡)

第 20 条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、次条第 5 項の規定に準じて、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

第 3 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 21 条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、白山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項に関し、審議会自らが調査審議を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員数が委員の総数の 10 分の 4 未満にならないようにしなければならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第 9 条第 1 項の規定により策定された行動計画とみなす。

(白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年白山市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 21 年 3 月 24 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

白山市男女共同参画推進会議設置要綱

平成 20 年 3 月 31 日

訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、白山市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関し必要な事項を検討する。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、市民生活部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副会長は、前項の副市長以外の副市長及び教育長をもって充てる。

4 会員は、別表第 1 に定める職を有する者をもって充てる。

5 会長は、推進会議を統括し、推進会議を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第 5 条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事長は、市民生活部長をもって充てる。

3 幹事は、別表第 2 に定める職を有する者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を統括し、幹事会を代表する。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した幹事はその職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、市民生活部男女共同参画室において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 2 日訓令第 8 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長、企画振興部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業部長、観光文化スポーツ部長、建設部長、上下水道部長、教育委員会事務局教育部長、議会議務局長、美川支所長、鶴来支所長、河内市民サービスセンター所長、吉野谷市民サービスセンター所長、鳥越市民サービスセンター所長、尾口市民サービスセンター所長、白峰市民サービスセンター所長

別表第 2（第 5 条関係）

総務課長、企画課長、生活支援課長、市民課長、農業振興課長、観光課長、土木課長、企業総務課長、教育委員会事務局教育総務課長、議会議務局議事調査課長、美川支所市民福祉課長、鶴来支所市民福祉課長、河内市民サービスセンター市民サービス課長、吉野谷市民サービスセンター市民サービス課長、鳥越市民サービスセンター市民サービス課長、尾口市民サービスセンター市民サービス課長、白峰市民サービスセンター市民サービス課長

白山市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	選出団体等
会 長	菱 田 陽 子	学識経験者 (元北陸学院大学短期大学部教授)
副 会 長	藤 田 喜 美 子	白山市経済団体連絡協議会
委 員	丁 子 泰 征	学識経験者 (行政書士)
委 員	花 外 夏 枝	白山一里野温泉観光協会 おかみの会
委 員	柳 幸 枝	白山市女性協議会
委 員	櫻 井 利 香	白山市各種団体女性連絡協議会
委 員	上 出 真 哉	松任小学校おやじの会
委 員	佐 野 賢 二	白山市男女共同参画サポーター
委 員	桶 屋 栄 造	公募
委 員	岡 朝 子	公募

第2次白山市男女共同参画行動計画（改定版）策定までの経過

○令和3年7月1日

第1回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・計画の見直しについて市長から諮問
- ・計画の見直しの概要説明

○令和3年7月12日～8月2日

「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

- ・対象者 2,000人（20歳以上の市民を単純無作為抽出）
- ・有効回収数 700人（有効回収率 35.0%）

○令和3年8月27日

第2回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・市民意識調査結果報告
- ・計画の見直しの概要案説明

○令和3年10月28日

第3回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・第2次男女共同参画行動計画改定版（素案）について

○令和4年1月4日～12日

第4回白山市男女共同参画審議会（書面会議）

- ・第2次男女共同参画行動計画改定版（案）について

○令和4年1月27日～令和4年2月9日

- ・パブリックコメントの実施

○令和4年2月21日

第5回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・パブリックコメントの結果について
- ・市長答申

第2次白山市男女共同参画行動計画【改定版】

－ ひとりひとりが輝けるまちをめざして －

令和4年3月

----- 発行 -----

白山市市民生活部男女共同参画室

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL:076-274-9577

E-mail: danjyo@city.hakusan.lg.jp

